

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、播磨町が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

令和6年度の改正点

.....

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月からの変更です）
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

もくじ

介護保険のしくみ	3
介護保険料	4
サービス利用のしかた	10
利用できるサービス	14
在宅サービス	14
施設サービス	20
地域密着型サービス	22
介護予防・日常生活支援総合事業	24
高齢者のための健康事業	26
高齢者のための福祉サービス	28
播磨町の医療と介護	36

